

空き家 買取ります

※イメージ

宮代町と連携する

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（宅建協会）会員企業
が買取ります。

※建物の状況によっては、会員企業へ引取り料をお支払いいただく場合もございます。



建物の状態が悪く売れるか不安
建築基準法等の制限がある
遠方で見に行けない・管理ができない
権利関係が複雑 など



すべて解決します！



宮代町 環境資源課 環境推進担当

〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1

電話 : 0480-34-1111 (内線293)

メール : kankyo@town.miyashiro.saitama.jp



【買取りの流れ】

①町へ連絡（電話・メール）

- ・売却するか迷っている段階でもOKです



②ヒアリング（電話・面談）

- ・宅建協会が電話や面談形式でお話を伺います。
- ・希望があれば町職員も同席します。（宮代町役場内での面談に限る）



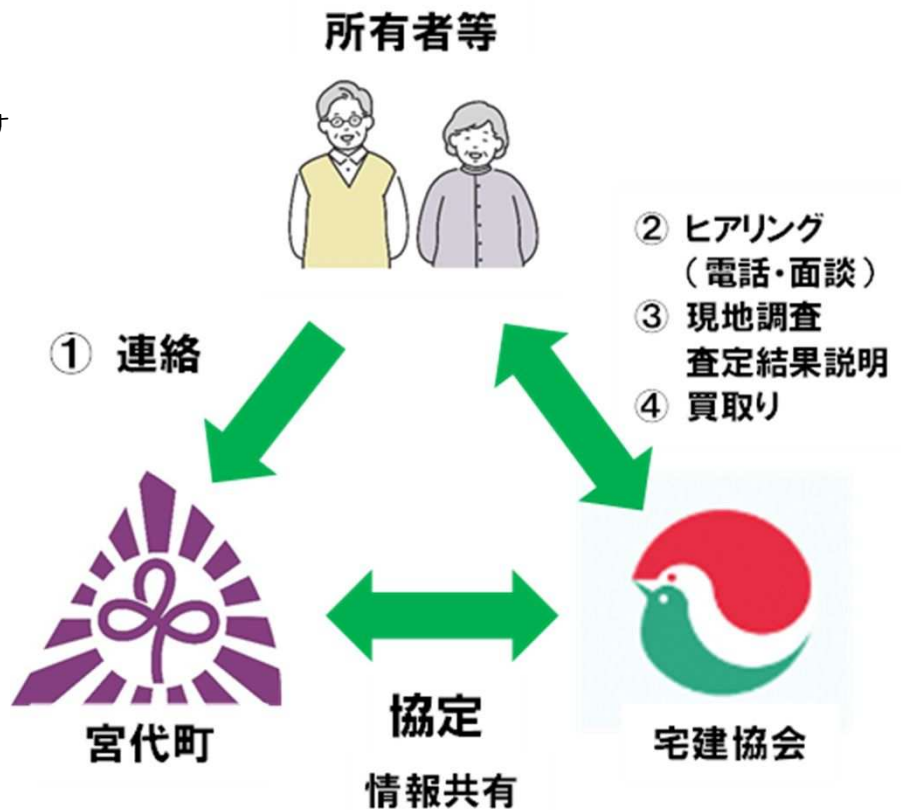
③現地調査・査定結果の説明

- ・宅建協会が建物の状態を確認、査定をします。
- ・査定結果をもとに所有者等に説明をします。



④買取り

- ・査定結果にご納得いただいた場合、買取ります。



【空き家を売却する場合と持ち続ける場合の比較表】

	売却価格	1年間の 負担額	10年間の 負担額	近隣 トラブル	資産価値
売却する	例) 50万円	0円	0円	なし	売却時に 現金化
持ち 続ける	—	約5万円～15万円位 ・税金 ・草刈り ・見回り等の費用 特定空家等又は管理不全空家等として勧告を受けた場合、住宅用地の特例※が解除され、固定資産税・都市計画税の税負担が増加します。	約50万円～150万円位	・空家火災 ・老朽倒壊 ・樹木越境 ・不法投棄など	下落リスクあり

※住宅用地の特例…人が居住するための住宅が建つ土地に適用され、土地部分の税負担を軽減する制度

活用予定のない「家」は、そのまま持ち続けると維持管理などに多額の費用がかかります。また、管理が不十分な状態になると、周囲への危険も伴います。

そうなる前に、まずは宮代町環境資源課環境推進担当にご連絡ください。



宮代町

×



埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部



協定記事

